

第8回 宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会
議事録

【日時】平成28年12月26日(月) 午後15時00分～午後17時00分

【場所】宝塚市クリーンセンター 3階会議室

【出席者】委 員 :

No.	氏名	役職等	備考
1	わたなべ 渡辺 信久	大阪工業大学工学部環境工学科教授	委員長
2	なかの 中野 加都子	甲南女子大学人間科学部生活環境学科教授	副委員長
4	たかなみ 高浪 龍平	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師	
5	くぼた 久男	宝塚市自治会連合会	
7	ひだか 白高 泰洋	クリーンセンター周辺協議会	
8	ひもと 緋本 順子	NPO 法人 消費者協会宝塚	
9	たかはし 高橋 章子	男女共同参画センター連絡協議会	
10	やすだ 安田 壽夫	公募市民	
11	なかたに 中谷 修	公募市民	
12	いのうえ 井上 秀雄	公募市民	
13	にしうち 西内 義昭	公募市民	

事務局:(宝塚市環境部) 影山部長

(宝塚市クリーンセンター) 小川所長

(宝塚市環境部クリーンセンター施設建設課) 久根参与、下坂係長

(宝塚市環境部クリーンセンター管理課) 肥田課長

(宝塚市環境部クリーンセンター業務課) 松浦課長

(パシフィックコンサルタンツ株式会社) 山崎

【欠席者】委 員 :

3	くろさか 黒坂 則子	同志社大学法学部法律学科教授	
6	いけだ 池田 隆之	宝塚市自治会ネットワーク会議	

【配布資料】

- ・ 委員会次第
- ・ 基本計画(案) 本編 資料 1
- ・ 基本計画(案) 概要編 資料 2
- ・ 基本計画(案) 資料編 資料 3
- ・ 新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会開催スケジュール 資料 4

1 開会挨拶

事務局： こんにちは。今日はお忙しいところ、ありがとうございます。定刻になりましたので、これより委員会を開催いたします。本日、平成28年度第8回宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の司会をさせていただきますクリーンセンター所長の小川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会規則第5条第2項の規定による本日の会議の成立についてご報告いたします。審議会委員13名のうち、現在11名の方のご出席いただいており、過半数に達しておりますので、この会議は成立いたします。

また、同じく規則第5条第1項の規定により会議の議長は会長にお願いいたします。合わせて、当委員会は、宝塚市情報公開条例第24条第3項により公開することとなっております。

では、委員長、委員会の進行をよろしくお願ひいたします。

2 議事

委員長： 皆様、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

まず議事録署名人をお願いするのですが、その前に、今日の位置づけを確認するため、スケジュールを皆様にいま一度見ていただきたいと思います。今日はパブリックコメントに出す案を皆さんに見ていただきます。それに微修正を加えまして、パブリックコメントを2月に行い、その後、答申をするということになります。ですので、本日の内容はパブリックコメントに出す内容の精査だけということです。

では、始めたいと思います。傍聴の方がいらっしゃっていると思いますので、入ってもらいましょうか。傍聴の方への書面はお渡しして、読んでもらっていますか。

事務局： はい。8名来られています。

委員長： では入ってもらってください。

では始めます。要綱によりまして当委員会の議事録を作成いたします。議事録には署名人が必要ですので、本日は緋本委員、高橋委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、署名をよろしく願いします。では、議事に入ります。

(1) 基本計画（案）の承認について

委員長： まず、基本計画案の承認につきまして、事務局から資料に基づいて説明をもらいます。お願ひします。

事務局： （資料 1～3 についての説明）

委員長： ありがとうございます。分厚い資料編は配ることではなく、本編は実際に紙の冊子として公的な機関に並べる。これと一緒に、さらに全体の見通しがいい概要を一緒につけるということになります。今まで皆様からご審議いただいた内容を盛り込んで、どういった施設にするか、いわゆるコンセプト的な話から、処理方式のハードのことまである程度決めたものを書いているということになります。ここまで事務局にきれいにまとめていただきました。
あと、誰が主語になるかについて、市が計画したものを委員会に諮って、市がパブリックコメントに出しているということを明確にしているという断りもありました。そういうことは非常に気を使うところでありますので、まだもしかしたら見つかるかもしれません、できたら今日の時点でかなりのところまで持っていくたいと思っております。皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

K 委員： ちょっと確認しておきたいことがあります。
今日の資料の 13 ページ、5、ごみ設備の計画概要というページです。よろしいでしょうか。

委員長： どうぞおっしゃってください。

K 委員： 基本的なところですが、排ガス処理設備で各除去設備は乾式法でよろしいのでしょうか。

事務局： はい。

K 委員： 13 ページの中ほどに「※ () 内は必要に応じて設置します。」という表現がございます。これについての確認、この表現は「現段階で設備仕様が確立していない」ということを指しているのでしょうか。

事務局： この辺については、各プラントメーカーさんによって若干の違いがあるところは容認していくという意味合いでの括弧書きです。

K 委員： 今事務局よりお話をあったこと、プラントメーカーによって若干その内容が異なっ

てくるということですが、もし必要が生じたとき、必要ということは追加ということを考えるわけです。じゃあコストがどうなるかということと、工期がどうなるのか。その辺はどのように考慮されているのでしょうか。

事務局： 基本的にこのプラント工事を発注するに当たっては「性能発注方式」、要は、設計書はこちらで詳細を作つて出すわけではなく、考え方をお示しして、その後、受注したプラントメーカーに実施設計をしていただきますので、自社のプラントとしてどういう設備を入れていくかというのもその費用の中に当然織り込んでいただいているし、工期の終わりもお示ししているわけですので、その中で全部やっていただくというような考えですので、追加になるとか工期延期が発生するということは考えていません。

K 委員： このフローのブロックダイアグラムの中で「アンモニア」、「ガス再加熱器」、この 2 点の語句の説明、機能について資料編の中にありません。非常に細かいレベルなのですが、その辺をご考慮いただければと。

事務局： アンモニアについては資料編の 190 ページの 5) の窒素酸化物除去設備の①無触媒脱硝装置（必要に応じて）のところに「炉内にアンモニア水を噴霧するためのタンクやポンプ」という記述で少し出ています。必要であればアンモニアが必要というのはこの辺りで出てきます。
ガス再加熱器については、190 ページの③の脱硝反応塔の最後のところ、「触媒設備の入り口において排ガスの再加熱を行う必要がある場合は蒸気式ガス再加熱器を設置します」という記述で少し出ています。脱硝反応塔においてアンモニアの反応の効率的な温度が 200 度ぐらいなのですが、プラントによって排ガスの温度が異なります。例えば 150 度のガスになっているのであれば再度温める必要がある、そういう意味合いでここは書いています。

K 委員： バグフィルターへの入り口の温度は 220 度ぐらいまでの高温だと耐えられないということで、減温していると。バグフィルターを通った後、脱硝反応塔に入れるために上げる必要性がありますよということをおっしゃっているわけですね。そういう解釈でよろしいのでしょうか。

事務局： はい。脱硝反応塔も要らなければ、当然ガス再加熱器も要らなくなってくるので、そういう意味合いで書かせてもらっています。

K 委員： NOx についてですが、窒素酸化物の除去設備、190 ページにも 5) のところで書かれているのですが、この除去設備についての基本的な考え方は乾式法であり、触媒脱硝法、いわゆる薬剤としてはアンモニアを使うということでお書きになっているようにお見受けしました。その中で、自主規制値の 45ppm 以下を遵守す

るためにこういうものが必要ではないかということだと思うのですが、これも冒頭事務局より話があったことでプラントメーカーによるということなのですが、試運転において 45ppm 以下に抑えきれなかったならばこういうものもつけますよということを暗に言っているという解釈でよろしいでしょうか。

事務局： それは逆で、環境保全基準の 45ppm を守るためには、受注されたプラントメーカーにおいて、自社のプラントであれば脱硝反応塔を付けなければいけないと思うのだったら付ける、そんなものはなくても窒素酸化物は取ってしまうとか、燃焼で取るということになれば、それはそれでまた違う考え方もあるよいということです。守られないから後でつけなさいというよりも、守るためにどうするかを考えて提示してもらう。当然引き渡し時の試験で抑えられなければ、それなりの対応はまた考えてもらう必要は出てくるかと思うのですが、考え方としては、初めにそれを考慮した設備にしてくださいということです。

K 委員： 装置の経年変化、並びに将来におけるごみ質の変化等々において、この辺はどう担保できているのかというところも非常にポイントだろうと思うんです。15 年から 20 年という中で、最初は十分基準を満たしていたけれども、過程の中で窒素酸化物が 45ppm 以下に抑えきれないとなったときに、プラントメーカーのリスクとして負っていただくのかどうか、その辺はどのようにお考えなのか。

事務局： 今言われているのは DBO、PFI になったときのリスクのことだと思います。この場合、15 年から 20 年の事業期間でお引き受け願うわけですが、その間の排ガス基準値というのは変わるものではないので、老朽化も含めて、自社ならこういう設備を初めから設置しておかなければならないという考えのもとに作っていただく。ただ、ごみ質が変わるということは条件が変わってきますので、それを業者側のリスクにできるのかというのは難しいと考えています。大きく窒素酸化物が出るようなごみ質に市民の生活が変わっていくようであれば、そこは協議して、市も中に入って対策を考えていく必要があるのかなと思います。

委員長： ありがとうございます。仕様を定めるというのではなくて、性能発注ということにこれからしていく予定であるということで、ガス再加熱器ですとか脱硝反応塔、あるいはアンモニア、排ガス再循環、これは括弧付きで書いているのは、こういう形にしてくれというのではなくて、目的の性能を満たすようにしてくれということですね。

先ほど追加が必要というお話をございました。これは後づけで起こるかもしれないが、その場合、責任はどうであるのかというのは一番心配するところではあるのですが、日本国内ではそれに関する公的な事細かな取り決めというのは今まであまりしていないんです。それは今後の DBO、PFI 的な方法で行う場合に多分議論に上がるのだろうと思いますので、そのときにまた話を詰めていただきたい

と思います。

他にご注意いただく点はございませんでしょうか。

本編 15 ページの事業方式で、DBO、BTO、それから直営、長期包括で VFM の計算をして、誤差を考えるとあまり大きな差は開かなかったという話をこの会議でしたことがあると思いますが、それはここに載っていますか。

事務局： 資料編の 285 ページから「財政支出の削減効果の検証結果（事業化シミュレーション）」を載せています。288 ページに結果を載せていまして、従来方式、DBO 方式、PFI 方式を比較した結果、市実質支払額で、そんなに飛び抜けてはいないのですが、DBO が一番安い、従来よりは安いという結果になっております。

委員長： そうですね。そこは質問があったとしても、既に資料に出しているからということで答えると。
ここで誤差を考えると、資料でも実質的な貨幣価値云々と書いておりますので、本編のとおりで妥当かと考えております。

K 委員： 今お話に出ていました 6 番の事業方式、15 ページの 2 番の事業期間の上の 6 行目「しかし」から、この辺を読んでいまして、宝塚市も事業方式の選定については色々な要素を踏まえて考えていかなければならないということが書かれていると思うのですが、DBO との差のことで、財源的には従来よりも DBO、いわゆる PFI よりも DBO という所で有利だというパーセンテージも出ています。第 7 回委員会において DBO が相当クローズアップされてきたなという印象は受けました。しかしながら、この内容を見てみると、いろんな要素を踏まえたということで市が決定しますということをここに書かれています。ここに使っている語句の中で、「平準化」という言葉を使っているのですが、ここをもう少し噛み砕いてご説明いただければありがたいなと思います。

事務局： この中では長期にわたる事業の場合、どうしても費用の凸凹が出てきます。それらをなるべく年度、年度の差を調整しながら平らにして、同じように負担していくというときに「平準化」という言葉を使わせていただいております。「平均化」というのも似たようなものかもしれないですが、こういう場合は大体「平準化」という言葉を使わせていただいているります。

委員長： これは「平準化」の言葉についてもう少し説明が要るのではないかという提案なのですが、年によってお金がたくさん要ったり、あまり要らないときがあったりということが起こって、例年予算の範囲内で済むのならいいのですが、ちょっと大きな金額ですので、それを考えると「平準化」もメリットだということで書いていただいているんですね。

- G 委員： 今話題になっているところですが、私も公設民営と民設民営の討議のときに、やはり DBO の話の方に重点が置かれていたように思うのですが、概要版の事業方式の所を見ますと、スペースの関係かと思いますが、全部同等に考えて市が決定するということになっています。これでは民設民営になんて仕方がないのかというふうに受け取れてしまう。ここで議論したことが反映されてないような、そんな感じになってしまっているのではないかと気になっています。
- 事務局： 概要版の方にも基本計画の中にもこういう書き方をさせていただいている。実際には府内で検討する際、検討会でいただいたご意見を踏まえて議論をする予定にしています。今、整備用地と事業方式については未定という形でのパブコメになっていますが、実際この 2 つについては市が最終的に責任を持って決める中では、ここでご議論いただいた内容を十分皆さんに説明をして、こういう意見があったということも踏まえた上で、市の中で決めていきたいと思っています。
- F 委員： 私たちが議論していたような市民サービスの質とか、行政主導の体制が整えられるとか、責任の所在、これらはどの方式であつたらよりメリットがあるのかということも書かけないかなと思います。今だと「金額の大小だけでなく」とは書かれているのですが、財政支出のメリット、デメリットしか書かれていらないような気がするので、ほかの視点から、こちらの方にメリットがあるとか、そんなふうに書けないかなと思うのですが、いかがでしょうか。
- 事務局： 15 ページの「しかし」からのところについては、財政支出の平準化のメリット、市民サービスの質、環境保全性が維持されることや公害防止に係るモニタリングを行政主導で実施できる体制、不具合発生等の責任の所在の明確化、そういう観点で選んでいきますとしています。決して財政だけの問題ではなくて、いろんな意味合いで決めていきますと記載しています。ご意見いただいた内容は、資料編の 202 ページの事業方式の検討の資料の中、204 ページのところで各方式の特徴という形では示させていただいている。204 ページで概略だけを書かせていただきまして、209 ページは本編と同じことを書いているのですが、これを受けて市の方で 4 つの事業方式について詳細に、金額の大小だけでなく、トータルで考えて決定していくという形です。
何が有利かということは、今ここではまだ書けないと思っております。最終的な結論としましてはこういったことが有利でしたというのは公表できるとは思うのですが、今この点で何が有利ですというのは控えたいと思っています。
- B 委員： 今議論になっているところですが、事業方式の詳細については資料編を見てくださいと書いてあるのですが、例えば VFM の結果は参照がついていないのですが、資料編の後ろの方にありますよね。「詳細は」というふうに参照をつけたらいかがでしょうか。

- 事務局： 事業方式の詳細については資料編を見てくださいと書かせていただいたのは、世間一般でなかなか話に出てくるような話ではなかったり、単語そのものがあまり耳慣れない単語が多かったりということで、用語解説が必要と考えました。他の用語解説はページ下に記載しているのですが、DBO や PFI についてページ下で用語解説を入れるとすると何ページにもわたるようなことになるので、ここは資料に飛ばそうという意味合いで文中に書かせていただきました。
もし「VFM の結果は資料編のここを見てください」というのを入れると、他にもいっぱい入れるところが出てくるかなと思ったんです。入れ始めると、全部資料編に飛ばしていくような格好になって、それだったらパブコメをする際に資料編を配るという話になりかねないと思ったので、これぐらいに抑えたという理由があります。ご意見をいただく人に失礼なのですが、資料編はインターネットで掲示をさせていただきますので、そちらで見ていただけたらと思っています。
- 副委員長： それは「資料編はインターネットで見てください」ということは書くんですね。
- 事務局： 書きます。そのための URL とか、QR コード、ID とか。ID 番号が振っています、広報にも載っているのですが、市のホームページから ID を入力すればそのページに飛びようになっています。その ID 番号も記載するようにしています。
- 委員長： 15 ページの事業方式については、私も想像しておりましたが、やはり議論が集中しております。
事業方式の文章、「施設整備基本構想では」から始まりまして「市が責任を持って決定します」、この文章の書き方ですが、ちょっと段落の使い方からあまりよろしくないと感じておりまして、例えば「DBO 方式、PFI 方式への参加意欲があることがわかりました」と結んでいる段落の書き始めはリスク分担に関する事ですね。民業活用のことを考えるとリスク分担という問題が起こってきますよということをここには書くべきであると思います。
それから、金額的なことを言うと、VFM を見ると DBO 方式が非常に有利であるということがその次に書いてありますが、最後の段落では公的な機関による運営だと市民サービス、環境保全性、責任の明確化等についてのメリットがありますよとなっていて、文章の切り分けがちょっと曖昧な感じがします。
ここの部分の趣旨はこのとおりでいいのですが、誤解されないように少し書き直しを考えたらどうかと思いますが、いかがですか。
- 事務局： 皆さんからご指摘もございますし、誤解がないようにしなければいけないところだと思いますので、ご意見を反映できるように修正してみたいと思います。

委員長： ここの部分については、パブリックコメントのときには文章を書き直したもの

事務局から私が預かりますし、今申し上げましたとおり、この段落はこうであるべきというのは頭の中に私もありますので、私にご一任いただきたいと思います。

副委員長： 22 ページの下から 3 行目に「施設整備基本計画を策定します」というところがあるのですが、それはそれでいいのですか。29 年度以降はという話なんですね。

「この基本計画を踏まえ、より発展的な検討を行います」と書いてあります。具体的には「答申後に府内基本計画策定委員会にて整備用地の候補地決定、事業方式の決定を行い、施設整備基本計画を策定します」でいいのですか。

一番上の行には「新ごみ処理施設の整備に当たっては、循環型社会形成推進地域計画や施設整備基本計画の策定、整備用地の選定、事業方式の検討…」とありますよね。だから、先に施設整備基本計画の策定があって、その後、進んでいきますと書いてあるんですね。下の方は、事業方式の決定を行い、策定しますと書いてあります。順序が変ではないですか。

上と下は、同じことを言っているのであれば、文章上は違うことを言っているというふうに取れてしまうので、言葉をもう少し工夫しないと。

事務局： 案ですが、「平成 29 年度以降は基本計画の答申を踏まえ、より発展的な検討を行います。具体的には市で整備用地の候補地決定、事業方式の決定を行い、施設整備基本計画を確定します」か「決定します」と修正するのはどうでしょうか。ここで言わんとしているのは、残りは市で決めますよというのを言いたいだけなんです。大きな流れは上で全部言ってしまっていますので、下の「その後」は要らないと思います。そういう形に変えさせてもらえたたらと思います。

副委員長： これら辺、結果的には文がちょっと変わるだけかもわかりませんが、検討委員会の位置付けに関わってくるので、ここの言い方はすごく大事なところです。

K 委員： 16 ページ、整備用地の候補地選定について、ちょっと本編から離れるのですが、先の委員会でも私、市と市民との意見交換会の内容をお聞かせいただいてご案内させてもらった経緯があります。その意見交換会の中で、市民からの要望として上がっていたのが、「用地選定についてはできるだけそのプロセス、過程を公開していただきたい。ホームページになるのか何になるのか知らないですが、決定後ではなくて、そのプロセスを、今ここまで進んでいますよというところをある程度見させてほしい、聞かせてほしい」ということが上がっておりました。公開か非公開かというところにかかるてくるのですが、その辺は検討事項としてお考えいただけるのかどうか。

委員長： それにつきましては、事務局ももちろん色々お考えはあると思うのですが、用地に関わること、具体名になってくるところについては慎重に取り扱っていただきたいと私はお願いいたしております。良識を持った対応をお願いしたいと。それ

は市役所の職員だけでなく、委員の方々にも当然ご配慮いただきたいと思っております。

今日は少し文章上のことでもございましたが、用地のことと事業方式の民活に関する事、これが中心かなとは思っておりました。あと、性能発注に関わる件についても確認のご質問をいただいております。そのほか何かございますでしょうか。

J 委員： 概要のところで、現在のごみ処理施設の物理的な老朽化、性能的、機能的な老朽化をうたってあるのですが、パブコメに出すときに市民に対してこれの優先度は非常に高いとか、あるいは緊急度が非常に高いとか、そういうことをもう少し訴えるような文は入れられませんか。例えば水道事業、病院事業、ごみ処理施設と3つ並べたときに皆さんどれから順番にやりますかと聞かれたら、病院だとうし、水道だというし、ごみ処理はまあ燃えたらいいよねという、そんな感じに捉えるのではないかなと思うんです。金額的にもかなりの市債を出さなければ駄目ですし、非常に大事なことだということをもっと打ち出せないかなと。
それと、広域行政でやろうとしたんだけれども市の単独事業になってしまったという経緯は書く必要はありませんか。なぜ宝塚市単独でやってしまうのかという疑問を持つ人もいるのではないかなと思うのですが。

事務局： 実際にパブリックコメントをするときには、この資料をポンと出すだけではなくて、「意見募集について」ということで一文、文書をつけます。その中には今言われたような部分も少し書き加えて、事業の必要性、広域処理検討の経緯についてもどこかで触れるようにして、単独でやらざるを得ないということと、大きな費用がかかる事業なので皆さんのご意見をいただきたいという形で少し文章を入れてみようかなと今思いました。概要にそれを書くとなると、恐らくもう1枚、2枚書かないといけないかなと思いますので、そういう形で対応させていただけたらと思います。

委員長： 特に水道は一般的に、あちこちの水道管がこれから破裂するのではないかということが心配されていて、定期的な修理をしてこなかったということの方が実は非難されるべきで、ごみの方は目に見えるし、それほど長いパイプを引いているわけではありませんので、水道よりはやさしいのかもしれません、ずっと経常的にかかる費用もありますので、逼迫しているということはあまり強く言わなくても、目で見て皆さんもわかるのではと思います。
あと、広域化ですが、私は敢えて書かなくてもいいかなという気もしておりますが、これは皆様、どのように感じられるかお尋ねしてみたいと思います。どうしても広域化だという何かそういうすごく大きな動きがあるのであれば、書いた方がいいのですが。

事務局： 広域化については、実は基本構想のときに一度決着が付いています。ただ、そ

いう話を書いた方がよいというのは庁内でも出ましたし、広域化はできないのかという話は出ますので、触れておいてもいいのかなと思います。そんなに詳しく書かないですが、そういう過程も踏んでいますよという。

委員長： 炉の数を 3 炉ではなくて 2 炉にするというのは、緩い連携を周りと取ってもいいよねという、少しそういうメッセージが入っているかなと思います。炉の数が多く、3 つ 4 つありますとどれかが動いている状態であれば少々トラブルがあって運転できるということです。

H 委員： この基本計画には直接関係ないのですが、委員会の最後の機会だと思うので私の考えを言っておきたいのですが、建築物であれば普通は大体 100 年ぐらいもつのような設計をしてありますね。住宅でも最近は 100 年ぐらいもつのような住宅がある。ごみ焼却施設も、例えばピットなどは十分 100 年ぐらい使えると思うんです。煙突も、中の煙道とかそういうものは早く駄目になるかもわからないけれども、結構長くもつ。それと管理棟はしっかり作れば何十年ともつ。一般的な工場などは当面の利益、利潤を考えるからとにかく安く建てる。こういうクリーンセンターとか焼却施設というものは一応 20 数年、35 年ぐらいになるまで考える。その先は全然考えなくて作ってしまうという考え方ですね。いつも 1 世代で、また次の世代は全然違う敷地で建て替えるんだという考え方ですとやっていると思うんです、全国を見てもね。敷地を探す際に、次の世代を考えられたらいいのですが、敷地の周辺の問題もあるし、やはり一代だけで作ってしまうということになるのかなと。大きなライフサイクルコストを考えたら、やはり先まで考えて作ったらしいと思うんです。

事務局： 庁内でも検討していくに当たっては将来展望というものが大事になります。今回、基本構想多くの人が引き続きやっていただいているのでご存じかと思いますが、少し時間をいただきて広域化も検討させていただきました。広域化を検討させていただいた中で、結果的にはできなかったのですが、ただ「できなかつた」で終わるのではなくて、この中で種を植えていきたいという思いもあります。将来的には、各市同じように人口も減っていくでしょう。そうなってくれば、今はいいですが、その次というのはやっぱり広域化を考えるべきだと思います。各市ともお話しさせていただいた中では、広域化の必要性は皆さん十分ご理解いただいているし、メリットも十分理解をされている。ただ、各々の市の財政事情ですとか、ごみの事情とか色々あって今回はなかなか難しかったという理由でした。この事業は計画から稼働までに 10 年近くかかりますが、協働してやっていきましょう、ごみの集め方から変えていきましょうとなってくると、本来作っておくべき一般廃棄物処理基本計画という 10 年間の計画を立てる段に既に広域化の話をしておかないとうまくいかないんだなというのは今回、実感をしました。そういう意味では、県にもお願いしているのですが、今から話し合いをしませんか、

ずっと遠い将来ですけれども、顔を合わせて知っているというところから話ができるのではないかということでお願いもしていますし、各市には修繕の期間とか困ったときに助け合う協定ぐらいから広域化を始めるのも手ではないですかというお話をさせてもらって、将来に向かっては広域化をやっていきたいと我々は思います。

本当に宝塚の将来を考えたときにどのようにすべきか、今後府内でも十分検討した上で、用地をどこにするとか、事業方式をどうするかというのは決めていきたいと思います。

委員長： 大体ご意見は出尽くしたと見てよろしいでしょうか。では、少し修正したものを事務局から受け取りまして、見直しますので、任せていきたいと思います。皆様、よろしくお願ひいたします。

(2) その他

委員長： では、次のその他になりますが、お願ひします。

事務局： (資料4についての説明)

事務局： 次回は、3月22日(水)の15時から、よろしくお願ひいたします。資料は直前になるかもしれません、お送りさせていただきます。

委員長： では、年末のお忙しいときにお集まりいただきましてありがとうございました。寒くなるようですので、お体にはお気をつけください。ありがとうございました。

平成 28 年 (2016 年) 12 月 26 日

議事録署名人

糸井本 順子



議事録署名人

高 橋 章 子



議 長

渡辺 信久



日本文部省印



日本文部省印



日本文部省印

